

矯正管区長
刑事施設の長

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令を次のように定める。

平成19年5月30日

法務大臣 長 勢 甚 遠

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年法務省令第35号）の施行に伴い、並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第14条第3項、第15条第2項から5項まで、同条第7項及び第16条第2項及び第4項の規定に基づき、及び刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）及び同規則を実施するため、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3288号大臣訓令）の全部を改正するこの訓令を定める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、被収容者に対する物品の貸与及び支給並びに被収容者の物品の自弁について必要な事項を定めるものとする。

（被収容者に貸与する衣類及び寝具）

第2条 刑事施設の長は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第40条第1項第1号の規定に基づき、被収容者に対し、別表1に掲げる衣類及び寝具を貸与するものとする。

2 刑事施設の長は、刑事施設の所在地の気候、被収容者の身体的状況、当該物品の用途その他の事情に応じて、別表1に掲げる物品の貸与の方法、時期及び数量を定めるものとする。

（被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品）

第3条 刑事施設の長は、法第40条第1項第3号の規定に基づき、被収容者に対し、別表2に掲げる日用品、筆記具その他の物品を貸与し、又は支給するものとする。

2 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）第14条第3項の規定により被収容者に貸与することができる室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品の品名並びに貸与又は支給の基準は、別表3のとおりとする。

（受刑者の自弁の衣類）

第4条 規則第15条第2項の規定により受刑者に自弁を許す下着の品名及び靴下並びに規則第54条第1項第2号の規定により受刑者に自弁を許す寝衣は、別表4のとおりとする。

(受刑者の自弁の食料品及び飲料並びに嗜好品)

第5条 規則第15条第3項の規定により受刑者に自弁を許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品の品名は、別表5のとおりとする。

(受刑者の自弁の室内装飾品)

第6条 規則第15条第4項の規定により受刑者に自弁を許すことができる室内装飾品の品名は、別表6のとおりとする。

(受刑者の自弁の日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品)

第7条 規則第15条第5項の規定により受刑者に自弁を許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品及び受刑者に優遇措置として自弁のものを使用を許す余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品の品名は、別表7のとおりとする。

(受刑者以外の被収容者の自弁の室内装飾品)

第8条 規則第16条第2項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許す室内装飾品の品名は、別表8のとおりとする。

(受刑者以外の被収容者の自弁の日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品)

第9条 規則第16条第4項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品の品名は、別表9のとおりとする。

(他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている者についての留意事項)

第9条の2 刑事施設の長は、その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者から、別表1、別表2、別表4、別表7及び別表9に掲げる衣類及び物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めるときは、これを許すことができる。

(物品の形状又は規格)

第10条 刑事施設の長は、被収容者に自弁を許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

(子の養育に必要な物品)

第11条 法第66条第3項及び第4項の規定により被収容者に対し、別表10に掲げる子の養育に必要な物品を貸与し、若しくは支給し、又は自弁の物品の使用を許すものとする。

(矯正局長の認可による自弁の物品等)

第12条 刑事施設の長は、別表1から3までに掲げる品名以外の物品について、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、被収容者にその物品を貸与し、又は支給することができる。

2 刑事施設の長は、別表4から9までに掲げる品名以外の物品について、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、被収容者にその物品の使用又は摂取を

許すことができる。

(自弁と貸与及び支給の関係)

第13条 刑事施設の長は、被収容者に対し、自弁の食料品（食事として自弁を許すものに限る。）の摂取を許す場合には、食事を支給しないものとする。

2 刑事施設の長は、被収容者に対し、自弁の衣類又は寝具の使用を許す場合には、その許す衣類又は寝具に相当する衣類又は寝具を貸与しないことができる。

3 刑事施設の長は、被収容者に対し、別表6から10までに掲げる物品について自弁のものの使用を許す場合には、その許す物品に相当する物品を貸与し、又は支給しないことができる。

(自弁の衣類、寝具の洗濯等)

第14条 刑事施設の長は、被収容者の自弁の衣類及び寝具について、必要に応じ、交換、補修又は洗濯をするよう求めるものとする。

2 自弁の衣類及び寝具を補修し、又は洗濯するのに要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、刑事施設の長が相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(移送時の自弁物品の取扱い)

第15条 刑事施設の長は、他の刑事施設からの移送により被収容者が収容される際に、第10条の規定により定めた物品の形状又は規格と異なる自弁の物品を所持する場合において、当該物品が移送される前に収容されていた刑事施設において使用又は摂取を許されていたものであるときは、当該物品の使用又は摂取を許すものとする。ただし、当該物品の使用又は摂取を許すことにより、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(事業者の指定)

第16条 刑事施設の長は、規則第21条第2号に規定する事業者を指定するに当たっては、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないように必要な事項を調査するものとする。

2 前項に定める調査に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

(労役場留置者)

第17条 労役場に留置されている者の物品の貸与、支給及び自弁については、その性質に反しない限り、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。

(被監置者)

第18条 監置場に留置されている者の物品の貸与及び支給については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用する。

2 監置場に留置されている者及び法第287条第2項の規定により刑事施設に収容されている者の衣類、日用品及び文房具の自弁については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用し、衣類、日用品及び文房具以外の物品については、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。

附 則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成20年法務省矯成訓第6387号大臣訓令〕

この訓令は、平成20年11月17日から施行する。

附 則〔平成23年法務省矯成訓第2996号大臣訓令〕

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則〔平成27年法務省矯成訓第4号大臣訓令〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年法務省矯成訓第3号大臣訓令〕

この訓令は、平成30年7月2日から施行する。

附 則〔令和2年法務省矯成訓第5号大臣訓令〕

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。ただし、別表7のシャープペンシルの項を改める部分は令和2年12月1日から施行する。

附 則〔令和6年法務省矯成訓第1号大臣訓令〕

1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の規定に基づき被収容者が自弁のものの使用を許されたシャープペンシルの替え芯（黒色を除く。）の使用については、なお従前の例による。

別表 1 被收容者に貸与する衣類及び寝具 (法第 40 条第 1 項第 1 号)

区分	品名	摘要
衣類	長袖上衣	
	半袖上衣	男子に限る。
	ズボン	
	スラックス	女子に限る。
	半ズボン	ハーフパンツを含む。女子については、キュロットを含む。
	スカート	女子に限る。
	ワンピース	女子に限る。
	補助シャツ	男子に限る。
	チョッキ	
	カーディガン	女子に限る。
	長袖ブラウス	女子に限る。
	半袖ブラウス	女子に限る。
	冬シャツ	
	半袖シャツ	
	七分袖シャツ	女子に限る。
	ランニングシャツ	男子に限る。
	ブラジャー	女子に限る。
	スリッパ	女子に限る。
	冬ズボン下	
	合ズボン下	
	パンツ	男子に限る。
	ショーツ・生理用ショーツ	女子に限る。
	半長ズロース	女子に限る。
	パジャマ	
	夏パジャマ	女子に限る。
	冬靴下	厚手
	夏靴下	薄手
	防寒衣	
	雨衣	
	帽子	
	三角きん	女子に限る。

区分	品名
寝具	掛布団
	敷布団
	毛布
	タオルケット
	まくら
	敷布
	襟布
	まくらカバー

別表2 被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品 (法第40条第1項第3号)

区 分	品 名	摘 要
日用品	ちり紙	支給する。
	歯ブラシ	支給する。
	歯磨き	支給する。
	つまようじ	支給する。
	石けん	支給する。
	石けん容器	貸与する。
	シャンプー	支給する。女子に限る。
	タオル	貸与する。
	くし	貸与する。ブラシを含む。女子に限る。
	ヘアピン	貸与する。女子に限る。
	髪止めゴム	貸与する。女子に限る。
	クリーム類	支給する。女子に限る。
	かみそり	貸与する。
	生理用品	支給する。妊産婦用具を含む。女子に限る。
	飯わん	貸与する。
	汁わん	貸与する。
	皿	貸与する。
	箸	貸与する。
	スプーン	貸与する。レンゲを含む。
	コップ	貸与する。
	座布団	貸与する。
	サンダル	貸与する。
運動靴	貸与する。受刑者に限る。	
筆記具	鉛筆	貸与する。鉛筆又はシャープペンシルのいずれかを貸与すれば足りる。シャープペンシルの芯は黒色に限る。
	シャープペンシル	
	消しゴム	貸与する。
	ボールペン	貸与する。

別表3 被収容者に貸与することができる室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品（規則第14条第3項）

区 分	品 名	貸与・支給の基準
室内装飾品	生花	花瓶が貸与される場合に限り貸与する。
	花瓶	1人につき、1点に限り貸与する。
	観葉植物	鉢、土及び栄養剤を含む。1人につき、1点に限り貸与する。
	写真立て	1人につき、1点に限り貸与する。 受刑者については、優遇区分第3類以上の者に限る。
	書画	額縁が貸与される場合に限り貸与する。
	額縁	1人につき、1点に限り貸与する。 受刑者については、優遇区分第1類の者に限る。
室内装飾品以外の 刑事施設における 日常生活に用いる 物品	置き時計	1人につき、1点に限り貸与する。
	置き鏡	
	手提げバッグ	
	各種教材	受刑者に限る。 通信教育関係教材及び学習用教材のうち、必要と認められるものに限り、貸与する。
	CDプレイヤー その他の音声再生機	刑事施設の長が貸与する音楽CDその他の音声記録媒体の再生用としてのみ、1人につき、1点に限り貸与する。 電池を含む（自弁させても差し支えない。）。 受刑者の余暇時間帯等における娯楽的活動に用いる場合は、優遇区分第1類の者に限る。
	音楽CDその他 の音声記録媒体	受刑者の余暇時間帯等における娯楽的活動に用いる場合は、優遇区分第1類の者に限る。
	DVDプレイヤー その他の映像再生機	刑事施設の長が貸与するDVDその他の映像記録媒体の再生用としてのみ、1人につき、1点に限り貸与する。 電池を含む（自弁させても差し支えない。）。 受刑者の余暇時間帯等における娯楽的活動に用いる場合は、優遇区分第1類の者に限る。
	DVDその他 の映像記録媒体	受刑者の余暇時間帯における娯楽的活動に用いる場合は、優遇区分第1類の者に限る。

嗜好品	菓子	優遇区分第1類の者については、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品を貸与する場合、支給しないことができる。
	あめ類	
	氷物	
	果物類	
	茶	
	コーヒー	
	紅茶	
	ココア	
	果実飲料	
	清涼飲料その他の嗜好飲料	

別表4 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる衣類（規則第15条第2項及び規則第54条第1項第2号）

区分	品名	対象者			摘要	
		第1類	第3類以上	全受刑者		
衣類	下着	シャツ			□	ランニングシャツ、半袖シャツ及び長袖シャツに限る。
					△	タンクトップシャツ、半袖シャツ、七分袖シャツ及び長袖シャツに限る。
	パンツ				□	補修用ゴムひもを含む。
	ショーツ・生理用ショーツ				△	ズロースを含む。補修用ゴムひもを含む。
	ズボン下				○	補修用ゴムひもを含む。冬物に限る。
	スリッパ				△	キャミソールを含む。
	ブラジャー				△	
靴下	靴下				○	女子受刑者についてはタイツ（補修用ゴムを含む。）を含む。
寝衣	パジャマ	○				

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

- 印 使用を許可するもの
- 印 男子受刑者に限り使用を許可するもの
- △印 女子受刑者に限り使用を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

- 1 別表4のほか、受刑者には外出又は外泊の際に使用する衣類は、原則として自弁のものを使用させる。（法第42条第1項第4号）
- 2 必要な数量の範囲内で許す。（規則第15条第1項）
- 3 別表4のほか、護送する場合及び外部通勤作業を行わせる場合において適当と認めるときに限り、全受刑者に下着、靴下及び寝衣以外の自弁の衣類の使用を許すことができる。（規則第15条第2項）
- 4 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。（規則第15条第6項）

**別表5 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品
(規則第15条第3項)**

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類 以上	全受刑者	
食料品 及び飲 料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通勤作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	パン類	○		●	
	麺類	○		●	
	惣菜類	○		●	
	茶	○		●	
	コーヒー	○		●	
	紅茶	○		●	
	ココア	○		●	
	果実飲料	○		●	
清涼飲料 その他の 飲料	○		●		
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通勤作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	あめ類		○	●	
	氷物		○	●	
	果物類		○	●	
	茶		○	●	
	コーヒー		○	●	
	紅茶		○	●	
	ココア		○	●	
	果実飲料		○	●	
	清涼飲料 その他の 嗜好飲料		○	●	

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 自弁を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取を許可することを適当と認める場合に限り摂取を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

別表6 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる室内装飾品（規則第15条第4項）

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類以上	全受刑者	
室内装飾品	生花		○	●	花瓶の自弁が許される場合に限る。
	花瓶		○	●	制限区分第1種から第3種までの者に限る。
	写真立て		○	●	
	書画	○		●	額縁の自弁が許される場合に限る。
	額縁	○		●	

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に使用を許可することを適当と認める場合に限り使用を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。（規則第15条第1項）

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。（規則第15条第6項）

別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第15条第5項）

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類以上	全受刑者	
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、靴その他の日用品	タオル			○	
	バスタオル			○	
	ハンカチ			○	
	石けん			○	
	石けん容器			○	
	シャンプー			○	
	リンス			○	
	くし			○	ヘアブラシを含む。男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	整髪料			○	男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	染毛剤			◎	女子に限る。 留意事項3参照
	パーマ剤			◎	
	ヘアピン			△	
	髪止めゴム			△	
	電池式かみそり			○	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	シェービングクリーム			◎	留意事項4参照
歯ブラシ			○		
歯磨き			○		
歯ブラシケース			○		

	運動靴			○	靴ひもを含む。
	ちり紙			○	
	耳かき			○	
	箸			○	
	箸容器			○	
	置き時計			◎	電池を含む。 留意事項 3 参照
	置き鏡			◎	留意事項 3 参照
	クリーム類			○	
	汗止め用粉末			○	
	パフ			○	
	制汗剤			○	スプレー式のものを除く。
	化粧水類			○	
	生理用品			△	おりものシート及び妊産婦用具を含む。
	綿棒			○	
	サンダル		○		
	座布団		○		
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	消しゴム			○	
	色鉛筆			○	鉛筆削りを用いないものに限る。 青色又は赤色に限る。
	シャープペンシル			○	簡易な構造のもの以外は優遇区分第 1 類の受刑者に限る。替え芯（黒色に限る。）を含む。
	ボールペン			○	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。
	万年筆			◎	スペアインクを含む。 留意事項 5 参照
	蛍光ペン			◎	留意事項 4 参照
	雑記帳			○	けい線入りのノート
	日記帳			◎	留意事項 4 参照
	各種ノート （雑記帳を除く。）			◎	五線譜ノート、白無地ノートなど 留意事項 4 参照
	色紙			◎	短冊を含む。 留意事項 4 参照
	カーボン紙			◎	留意事項 4 参照
	けい紙その他の筆記用			◎	原稿用紙、レポート用紙など 留意事項 4 参照

紙				
下敷き			○	
定規			○	規格は30センチメートル用以下とする。
筆入れ			○	
板目紙			◎	留意事項6参照
とじひも			◎	
インデックス			◎	
付箋			◎	
ファイル			◎	
電池式計算機			◎	電池を含む。 留意事項4参照
そろばん			◎	留意事項4参照
電子辞書			◎	電池を含む。 留意事項4参照
CDプレイヤーその他の音声再生機			◎	学習用に限る。イヤホン及び電池を含む。
CDその他の音声記録媒体			◎	学習用に限る。 留意事項5参照
CD収納ケース			◎	留意事項4参照
書道・ペン習字用具			◎	学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文鎮、すずり、すずり箱、条幅紙、下敷、書道用半紙、書道用具ケース、教本、水差し、作品入れ、筆ペン、インクカートリッジ、ペン習字帳、フェルトペン、ディスクペン、吸い取り紙及び写経用紙に限る。 留意事項5参照
絵画用具			◎	学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色筆、面相筆、パレット、筆洗い、絵の具、色鉛筆（多色セットを含む。）、クレヨン、クレパス、紙テープ、セロテープ、画用

				紙、スケッチブック及びねりゴムに限る。 留意事項 5 参照
	製図用具		◎	学習用に限る。 テンプレート、カラスグチ、トレーシングペーパー、製図板、分度器、各種定規、計算尺、コンパス及びディバイダーに限る。 留意事項 5 参照
	紙めくり用具		◎	学習用に限る。 指サック及び紙めくり用クリームに限る。 留意事項 5 参照
	各種教材		◎	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。 留意事項 5 参照
	点字用具		◎	留意事項 5 参照
	数珠		◎	留意事項 7 参照
	ロザリオ		◎	
	礼拝用マット		◎	
	礼拝用スカーフ		◎	女子に限る。 留意事項 7 参照
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋		◎	軍手を含む。 留意事項 8 参照
	ゴム手袋		◎	居室内における洗濯用に限る。 留意事項 4 参照
	耳袋		◎	留意事項 4 参照
	マスク		◎	
	尿とりパッド		△	
	耳栓		◎	
	使い捨てカイロ		◎	
余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品	CDプレイヤー	○		イヤホン及び電池を含む。
	音楽等CD	○		
	CD収納ケース		◎	留意事項 4 参照

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 使用を許可するもの

◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

△印 女子受刑者に限り使用を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

3 第1種又は第2種の制限区分に指定されている者について、自発性や自律性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

4 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

5 上記4の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許すことが相当である。

6 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

7 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

8 刑事施設の所在地の気候、受刑者の身体的状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

参考事項

その他受刑者に使用を許す物品で自弁のものの使用を原則とするもの

1 眼鏡その他の補正器具(法第42条第1項第1号)

2 自己契約作業を行うのに必要な物品(法第42条第1項第2号)

3 信書を発するのに必要な封筒その他の物品(法第42条第1項第3号)

4 印紙(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)

5 印鑑(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)

6 かつら(法第42条第1項第5号、規則第17条第2号)

いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第42条第1項)

7 指名医の診療に係る自弁の医薬品等

別表 8 受刑者以外の被収容者に自弁を許す室内装飾品 (規則第 16 条第 2 項)

区 分	品 名
室内装飾品	生花
	花瓶
	写真立て

注 上記表に関する留意事項

- 1 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第 41 条第 2 項)
- 2 必要な数量の範囲内で許す。(規則第 16 条第 1 項)

別表9 受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第16条第4項）

区 分	品 名	摘 要
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、サンダル、座布団、ハンガーその他の日用品	タオル	
	バスタオル	
	ハンカチ	
	石けん	
	石けん容器	
	シャンプー	
	リンス	
	くし	ヘアブラシを含む。
	整髪料	
	ヘアピン	女子に限る。
	髪止めゴム	
	電池式かみそり	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	シェービングクリーム	
	歯ブラシ	
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	
	耳かき	
	箸	
	箸容器	
	食品容器	
	コップ	
	つまようじ	
	クリーム類	
	汗止め用粉末	
	パフ	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒	
	サンダル	スリッパを含む。
	座布団	
ハンガー		
洋服カバー		

	手提げ袋	
	ふろしき	
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯乐的活動に用いる物品	消しゴム	
	色鉛筆	鉛筆削りを用いないものに限る。
	シャープペンシル	替え芯（黒色に限る。）を含む。
	ボールペン	替え芯を含む。
	サインペン	
	筆ペン	インクカートリッジを含む。
	万年筆	スペアインクを含む。
	蛍光ペン	
	雑記帳	
	日記帳	
	色紙	短冊を含む。
	カーボン紙	
	けい紙その他の筆記用紙	
	下敷き	
	定規	規格は30センチメートル用以下とする。
	筆入れ	
	板目紙	金属類が付いていないもので、訴訟書類の整理に必要と認められる場合に限る。
	とじひも	
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	電池式計算機	電池を含む。
	そろばん	
	数珠	
	ロザリオ	
	礼拝用マット	
礼拝用スカーフ	女子に限る。	
パズル		
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者以外の被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手及びゴム手袋を含む。
	耳袋	
	マスク	
	尿とりパッド	女子に限る。
	耳栓	
	使い捨てカイロ	

注 上記表に関する留意事項

- 1 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第41条第2項)
- 2 必要な数量の範囲内で許す。(規則第16条第1項)

参考事項

- 1 別表8及び9に記載した物品のほか法第41条第2項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許すもの
 - (1) 衣類(靴下、タイツ及び足袋を含む。)
 - (2) 食料品及び飲料
 - (3) 嗜好品
 - (4) 寝具いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第41条第2項)
必要な数量の範囲内で使用又は摂取を許す。(規則第16条第1項)
- 2 その他被収容者に使用を許す物品で自弁のものを使用を原則とするもの
 - (1) 眼鏡その他の補正器具(法第42条第1項第1号)
 - (2) 自己契約作業を行うのに必要な物品(法第42条第1項第2号)
 - (3) 信書を発するに必要な封筒その他の物品(法第42条第1項第3号)
 - (4) 印紙(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
 - (5) 印鑑(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
 - (6) かつら(法第42条第1項第5号、規則第17条第2号)いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第42条第1項)
- (7) 指名医の診療に係る自弁の医薬品等

別表 10 子の養育に必要な物品 (法第 66 条第 3 項及び第 4 項)

区 分	品 名
衣類	おむつ
	肌着
	ベビー服
	その他刑事施設の長が必要と認める衣類
寝具	ベビーベッド
	布団
	まくら
	その他刑事施設の長が必要と認める寝具
食事及び飲料	ミルク
	かゆ
	その他刑事施設の長が必要と認める食事及び飲料
衣類、寝具並びに食事及び飲料以外の物品	その他刑事施設の長が必要と認める衣類、寝具並びに食事及び飲料以外の物品

注 上記表に関して留意すべき事項

刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り許す。(法第 66 条第 4 項)